

議案第60号

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年 6月 5日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例

所沢市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「22,379円」を「17,903円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「22,379円」を「17,903円」に、「31,330円」を「23,871円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「22,379円」を「17,903円」に、「43,266円」を「41,774円」に改める。

附則第9項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第9項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、令和2年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第9項の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。